

海外経済要録

米州諸国

◇米国、カナダ起債見合わせの協定を発表

米国財務省は11月9日、米国におけるカナダ起債の発行者および引受業者に対して65年中起債を見合わせるよう要請する件について米国、カナダ両国政府間の意見が一致したと発表した。

財務省の説明によると、この取決めは1963年7月金利平衡税がカナダに対し適用免除になったとき、両国間で取決められていた「カナダは米国での起債により、対外準備をふやさない」との紳士協定にもとづいて行なわれたものである。すなわちカナダの外貨ポジションはソ連への小麦売却により、1963年当時と比べて改善が見込まれているため、カナダとしては今後の対米起債を見合わせるか、それとも金利平衡税の適用をうけるかの選択をせまられていたのである。

本年10～12月には250百万ドルのカナダ起債が予定されていたが、本協定成立の結果、起債額は大幅に減少するものと予想され、すでに入札が行なわれていたQuebec Hydro-Electric Commissionの50百万ドル起債は1966年まで延期を余儀なくされることとなった。またこの結果11月9日の対米ドル為替(直物)相場は前日の93.06セントから92.86セントに低落している。

◇米・カナダ自動車協定議案、米国議会を通過

米国とカナダの間で自動車および自動車部品の無関税貿易を認める法案が米国議会を通過、10月22日大統領の署名を得て成立した。この結果関税は署名の日から60日以内に撤廃される予定である。なおカナダでは本年1月28日以降米国からの自動車および同部品の輸入について関税を撤廃しているため、米国側の関税撤廃も1月28日に遡及して実施される予定。この結果、カナダ側の自動車関税17½%、部品25%、および米国側の自動車関税6½%、部品8½%、のそれぞれが米加相互間の取引に限って廃止されることになるので、米国はGATTに対し、最恵国待遇条項のウェーバーを申請した。

◇カナダ、1965年上期の国際収支

1965年上期のカナダの国際収支は0.7億ドルの赤字となった。これは前期(3.1億ドルの黒字)比3.8億ドルの悪

化で、その原因は資本収支黒字幅(6.3億ドル)の増大(前期の黒字は2.6億ドル)にもかかわらず、経常収支が7億ドルという大幅な赤字(前期は0.5億ドルの黒字)を示したことにある。

経常収支悪化の主因は貿易収支の大幅な赤字逆転(0.7億ドルの黒字から4.8億ドルの赤字へ)にある。国内景気の活況を反映して輸入が急増(前期比2.6億ドル増)したのに加えて、輸出が対前期比2.8億ドル減と大幅に縮小したため(前期の輸出には対ソ連小麦売却という特殊要因がふくまれている)、貿易収支が逆転したわけであるが、このほか貿易外収支も約2億ドルの悪化を示している。

長期資本については、米国の国際収支対策の影響によって、新規外債発行が減少しているが、直接投資資本の流入はむしろ前期より増加している。このため、長期資本収支の黒字幅は、米国の資本流出規制をひかえて巨額の外債発行が行なわれた昨年同期に比べれば4.3億ドルの縮小となっているが、昨年同期との比較ではなお1億ドル増加となっている。なお短期資本収支は、銀行預金などの在外短期資産が大量に引き揚げられたため、4億ドルの黒字(前期は4億ドルの赤字)となっている。

カナダの国際収支

(単位・百万米ドル)

	1963年	1964年		1965年 上期	
		上期	下期		
経常収支	501	401	450	49	700
貿易収支	465	648	171	476	68
(輸出)	(6,551)	(7,622)	(3,633)	(3,989)	(3,714)
(輸入)	(6,086)	(6,975)	(3,462)	(3,512)	(3,781)
貿易外収支	967	1,048	621	427	633
うち観光	22	46	128	81	138
利子・配当	583	615	300	315	307
長期資本収支	589	789	127	662	229
短期資本収支	47	53	347	400	405
総合収支	135	336	24	312	66
(経常収支内訳)					
対米国	-1,075	-1,531	-981	-549	-1,042
〃 英国	383	561	224	338	226
〃 その他	191	569	308	261	116

資料: Statistical Summary, Bank of Canada 原資料より IMF 平価 (1米ドル=1,081.08カナダ・ドル) に基づき換算。

欧州およびアフリカ諸国

◇英国、造船会社に対する英蘭銀行の特別融資を実施

カラハン蔵相は11月4日下院において、政府の要請に

より英蘭銀行が Fairfield 造船会社の倒産を防止するため特別融資を行なうこととなった旨を発表した。造船業の経営状態に関しては目下 Geddes 委員会により全般的調査が行なわれており、明年2月には同委員会の報告書が提出され業界の再建策が具体化することとなっている。同社は傍系会社を含め従業員5千名、受注残32百万ポンドをかかえているが、コストの上昇にもかかわらず受注価格が据え置かれているため経営難に陥ったもので、政府としては輸出産業保護の見地から上記報告書の提出されるまでの4か月間の不足運転資金をとりあえず融資することとなったものである。

今回の融資額は最高限度1百万ポンド、金利は6% (公定歩合)であり、英蘭銀行がこれにより損失をこうむった場合には1946年の Borrowing Act によって政府から補償を受けることとなっている。なお、本法に基づき英蘭銀行がこのような救済融資を行なうのは今回が初めてである(従来は1948年に National Film Finance Co. に対する市中融資に際し政府が債務保証を与えた事例があるのみ)。

◇英国、輸入課徴金の適用期間延長

カラハン蔵相は10月29日下院において、本年11月末で期限切れとなる輸入課徴金の適用期間を1年間延長する法案を議会に提出する旨を発表した。延長の理由について同相は、ポンドに対する信認は最近かなり回復をみているが、国際収支の不均衡がまだ完全に解消していない点をあげている。また政府は従来どおり何時でも輸入課徴金の引下げまたは撤廃を行なう権限をもち、輸入課徴金適用の必要がなくなれば直ちに撤廃することが明らかにされている。

◇英国、インドに対し無利子借款を供与

英国政府は、かねて明らかにしていた低開発諸国向け借款構想(7月号「要録」参照)に基づき、インド政府に対して10百万ポンドの無利子借款を供与することとなり、10月20日ニューデリーにおいてインド側との協定に調印した。なお英国政府はインドに対して1965~66年間に合計30百万ポンドの援助を行なう旨約束しており、今回の借款によりその半ばが実行されることとなる。

◇英国、ローデシアに対する為替制限措置を実施

ローデシアは11月11日一方的独立宣言を行なったが、これに対して英国政府は同日、ローデシアのスターリング地域からの除外、為替管理上の特別措置ならびにローデシアからのたばこ、砂糖の輸入禁止等の報復措置を実

施した。為替制限措置の内容は次のとおりである。

(1) 経常取引

イ. ローデシアに対する支払は英ポンドによつてのみ行ないることとし、当該支払英ポンドは11月11日以降新たに在英金融機関に設けられるローデシア勘定に振り込まれ、ローデシアによる英国への支払および既往取引に基づくその他諸国への支払にのみ使用しうることとする。

ロ. ローデシア向け輸出は指定通貨、非居住者勘定ポンドおよび上記ローデシア勘定により決済されるものにかぎり認めることとする。

(2) 資本取引

ローデシアに対する直接投資をいっさい禁止するほか、現在ローデシア側の保有する英国証券から生ずる利子および償還元金はすべて上記ローデシア勘定に振り込まれる。また証券の期限前売却代金は別に設置されるローデシア証券ポンド勘定に振り込まれ、当該資金を他のローデシア人に譲渡することは認めるが、その再投資は英国政府が認めるものに限られる。

◇西ドイツ、ブンデスバンク年末金融対策を発表

ブンデスバンク理事会は11月5日、年末金融対策として12月中にかぎり準備預金制度の準備率(ただし居住者からの預金借入債務のうち当座性、定期性債務に対する準備率のみ)を64年8月以前の水準に引き戻すことを決定した旨を発表した(注)。この結果12月1日から準備率は当座性債務に関しては10~13%、定期性債務に関しては7~10%となる。

- (注) 1 西ドイツの準備率は当座性債務に関しては中央銀行所在地と非所在地とに大別し、その各々を更に規模別に6分割して決められている。定期性債務には地区別区分はない。
2 従来、年末対策としては①証券担保貸付利率の引下げ(64年には再割引利率との差を通常の1%高から1/2%高へ引下げ)、②政府短期証券の買戻しマージン幅の引下げ(63年には従来の1/2%をフラットに引下げ)等の措置が講じられてきた。

今回の措置は年末の金融ひっ迫に対処した調整措置であるが、同時に市中金融機関が外国で運用している余資を引き揚げたり、外国の銀行から短期借入を行なったりして国内為替市場および国際金融市場に混乱を与えるのを未然に防止しようとしたものである。こうした見地から、今回の措置では非居住者からの受入債務に対する準備率は引き続き法定最高限度(当座性債務30%、定期性債務20%)に据え置かれることとなった。

もっとも準備率引下げの結果解放される資金量は8億マルク程度(64年末16億マルク)にすぎず、一方金融市場は昨年以上に引き締まっているため、年末対策として十

分な効果を期待しうるかどうかが疑問であり、財政資金が大幅な撤退を示さないかぎり、短期外資が昨年(12月中に20億マルクのネット流入超)以上に流入することも予想される。

◇西ドイツ、中期輸出金融を強化

10月21日、輸出金融会社(AKA)は中期輸出信用枠のうちA枠(AKAの行なう中期輸出手形の割引枠)を従来の7億マルクから10億マルクに拡大、即日実施することとした。なおB枠(シンジケート銀行が直接割引いた中期輸出手形をブンデスバンクが再割引する場合の限度枠)は従来どおり3億マルクに据え置かれたのでAKAの介入により輸出業者に与えられる中期信用の総枠は13億マルクとなった。今回の措置のねらいは、A枠が現在すでに限度一杯に使用されているという事情のほか、最近の輸出停滞傾向に対処して輸出振興をはかるという意味合いもあると思われる。

しかし、A枠については、シンジケート銀行(26行)はAKAの供与した信用を事実上全額肩替りすることとなっているので、金融引締め下にもかかわらずA枠の増枠が行なわれた結果、シンジケート銀行の資金繰りはいっそう苦しくなるものと予想される(注)。

(注) もっともA枠内の融資については、シンジケート銀行は、ブンデスバンクの担保貸付に依存することができる。従来は、シンジケート銀行の資金繰りに裕りがあったため、ブンデスバンク貸付は実際には行なわれていないが、今後はブンデスバンクに持ち込まれる可能性も増大するものと予想される。このようなどころから10月末バーデン・バーデンで開かれた全国銀行大会ではB枠(一般の再割引限度枠の別枠とされている)の増枠が要請されたが、ブンデスバンクは中・長期輸出金融はできるだけ民間資金で行なうべきであるとの立場からこれを拒否している。なお金利水準はさる8月中旬の公定歩合引上げ以降、A、B両枠共上昇しており、輸出業者の金利負担はA枠については年率7%、B枠については5.5%となっている。

◇西ドイツ政府、Herstatt銀行に対し中期債発行を認可

10月27日経済省はかねて懸案とされていた一部商業銀行の中期債発行を認可する方針に踏み切った。おもな内容は次のとおり。

発行者	D. I. Herstatt銀行(預金量520百万マルク、資本金20百万マルク、ケルン所在)
金額	10百万マルク
表面金利	5½%
発行価格	95%
期間	4年
応募者利回り	7.0
利払い	1・6月(年2回)

額 面 1万マルク以上(当初は5万マルクの子定)

同債券に保険会社の投資適格性(Deckungsstockfähigkeit)を与えるかどうかは目下経済省において検討中で結論がでていないが、いずれにせよ上記の条件で来年初から発行される見通しと伝えられる。

Herstatt銀行は発行代り金を企業向け中期貸出に充当するといわれているが、金融ひっ迫下の現状ではかなりのうま味があると思われる。すなわち、発行コストは応募者利回りに税金その他を加えてほぼ8%と予想されており、貸出金利9%との間に1%程度の利益が見込まれるほか、発行代り金が準備預金制度の対象外であるといううま味もある。

商業銀行の中期債発行は西ドイツでは最初のケースであり、それだけに金融界の注目を集めていたが、3大銀行はさる10月の全国銀行大会で中期債の発行をHerstatt銀行のみに認めて3大銀行に認めないのは不当であるとの意向を洩らし中期債発行に積極的な姿勢を示した。資本市場での起債条件悪化を背景として企業の銀行借入が増加している情勢からみて、金融界では今後銀行による中期債発行が増加するのではないかと予想しているが、これに対し経済省は当分の間は今回のケース以外には認可しない方針と伝えられている。

◇西ドイツ、連邦統計局1964年度の企業収益状況を発表

連邦統計局がこのほど株式会社1,471社について行なった調査によると、1964年度(歴年)における西ドイツ企業の各社当り平均配当率は12.37%(前年11.47%)という高水準を示し、ブームの好影響を享受したことが明らかにされている。詳細は次のとおり。

まず1,471社のうち前年よりも増配したものの396社(前年246社以下同じ)、前年どおりだったものの968社(1,034社)、減配したものの107社(191社)で、無配のものは360社(376社)であった。配当を行なった会社数は1,111社(1,095社)と約1%の増加にとどまったが、配当額は13%増加して35億マルクとなった。また16%以上の高配当をした企業が150社(全体の約1割)もみられたことは注目に値しよう。

業種別の配当率をみると、資本金10億マルク以上の大企業では自動車部門が19%と最高で、以下化学(17.5%)、電子工業(15.3%)、金融機関(14.3%)、機械(12.4%)などが平均を上回り、他方エネルギー(10.7%)、鉄鋼(9.9%)、投資会社(9.8%)、石炭(6.2%)などが平均以下となっている。また資本金10億マルク以下の企業では小売業18.9%が圧倒的に高い。

近年米国企業の欧州進出が問題とされているが、西ド

イツに進出している米国企業の中に高配当を行なっているものがかかなり多いことが注目される。

◇イタリア、賦払信用規制の一部を撤廃

政府は10月29日、1964年9月以降実施中の耐久消費財に対する賦払信用規制(頭金率25%以上、期間24ヵ月以下)の対象品目から200cc以上の自動車およびモーターバイク、家庭用電気器具ならびにラジオ受信機を除外することを決定、公布と同時に施行することとした(1966年末までの時限立法)。

同措置は、最近生産が一般に回復傾向にあるにもかかわらず、耐久消費財部門の立直りがはかばかしくなく、年初来生産拡大傾向を続けてきた自動車産業でも、9月にはいりフィアットやランチャなどの代表的企業の操業短縮の動きが表面化するなど業況不振が目立ってきたため、これに対処してとられたものである。なお本措置は一応1966年末までに限り実施される。

◇南アフリカ準備銀行、市中貸出を規制

南アフリカ準備銀行は10月30日、市中銀行貸出の規制措置を発表、明年3月末の全銀行(土地銀行を除く)の対民間貸出残高を本年3月末の残高の範囲内に押えるよう要請した。これは昨年7月以来の引締め政策にもかかわらずその効果が十分に浸透せず、經常国際収支の大幅赤字と国内のインフレ圧力が依然解消していないためとられたものである。

アジアおよび大洋州諸国

◇アジア開発銀行設立に関する政府代表者会議

アジア開発銀行設立のための最終的準備会議である政府代表者会議が、10月21日から11月1日まで、バンコックにおいて開催された。

同会議には、わが国をはじめエカフエ域内外国31か国(注)が参加、本年6月から8月にかけて開催された諮問委員会の報告書ならびに協定草案を検討した。同会議はアジア開発銀行設立に関する初めての政府代表者による会議であり、かつ域外国が初めて発言の機会を与えられた会議であったため、協定草案について種々の修正提案が行なわれたが、米国をはじめとする先進国側の弾力的な態度と低開発国側の協調的な態度とがあいまち、協定草案の基本的な線を大きく変えることなく、全体とし

て目的をいっそう達成しやすい方向で修正が施され、アジア開発銀行設立に関する報告書ならびに協定、および銀行発足までの中間取決めが満場一致をもって採択された。

同会議で決定されたおもな点は、①投票権のうち基本票の比率を投票権総数の20%とする、②国際入札の参加資格は原則として加盟国に限定する、③域内先進国で工業品の輸出が輸出総額の主要部分を占めない国に対しては、本国通貨出資分(出資払込みの50%)の使用を本国領域内で生産された物資またはサービスに限ることが認められる、④理事は10名(域内国7名、域外国3名)とするが、低開発国側の強い要望に応え第2回総務会において域内低開発国理事を若干増員する方向で役員数を再検討する、などの諸点であると伝えられている。

今後の予定としては、11月29日から12月1日までマニラで開催される域内閣僚会議で、上記政府代表者会議の報告書を検討、銀行本店の所在地、批准書寄託最終期限など協定の一部未確定部分を決定するとともに、銀行発足までの中間取決めを承認し、引き続き12月2日から4日までマニラで開催される銀行参加国全体による全権代表会議で協定の調印が行なわれることとなっている。

◇インド、国防債券などを発行

インド政府は、10月19日、国防債券ならびに国防金債券を発行する旨発表した。

本債券は、対パキスタン関係の緊張持続を背景に国防力の一段の増強をはかるため、その資金調達の手段として発行(注)されるもので、政府はこれが応募につき国民の協力を強く要請している。

(注) 政府は国防金債券の発行により50億ルピー(約10億ドル)相当の民間退職金吸収を期待している。なおインド人は、世界有数の金愛好国民であり、約40億ドル相当の金が民間に退職されていくといわれている。

同債券の内容は次のとおり。

(1) 国防債券(National Defence Bond)

償還期限7年、年利4.75%ものと、同3年、4.25%ものの2種類。非居住者が外貨により応募した場合には、元利金の海外送金が認められ、また利子所得に対する課税が免除される(居住者に対しては、利子所得税を課税)。

(2) 国防金債券(National Defence Gold Bond)

券面は金の重量で表示され(応募者は金を払込む)、償還期限15年(金で償還)、年利は金10グラムにつき2ルピー。利子所得に対する課税が免除されるほか、本債券応募により応募者がいかなる課税上の不利益をもうけない

(注) エカフエ加盟国21か国のほか、オーストリア、ベルギー、カナダ、フィンランド、西ドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデン、スイスの各国が参加。

ことが保証される(たとえば、富裕税、相続税など算定の資料として使用せず、また払込みに充てた金入手の資金源を追求しないなど)。

◇フィリピン、公定外国為替相場を変更

フィリピン政府は、11月6日、公定外国為替相場を1米ドルにつき3.9ペソに変更(従来1米ドル=2.0ペソ)するとともに、すべての輸出受取外貨について同相場を適用する旨決定した。

同国では、1962年1月の貿易為替自由化の実施以来、輸出受取外貨の20%を公定相場で集中し、残余の80%については自由市場相場(現在1米ドルにつき3.9ペソ)を適用(集中不要)する制度が実施されていたが、産業界はかねて輸出受取外貨の全額につき自由市場相場を適用するよう強く要望していた。今回の措置は、大統領選挙をひかえ、公定相場を自由市場相場並みに切り下げることにより実質的に上記産業界の要望に応えたものである。

なお本措置と同時に、輸出受取外貨の20%集中制度は廃止され、また輸入ならびに貿易外取引に伴う外貨の売買(従来自由市場相場を適用)についても公定レートが適用(注)されることとなった模様である。

(注) ただし、新公定相場は現在の自由市場相場と同一であるため、輸入ならびに貿易外取引に伴う外貨の売買相場には差当り変更はない。

◇韓国銀行、公定歩合の引上げを実施

韓国銀行は、さる9月末市中金利が大幅に引き上げられ(前月号「要録」参照)、公定歩合と市中金利との開きが異常に拡大していたのを調整するため、11月16日に下表のとおり、公定歩合の引上げを実施した。

(年利・%)

種 類	改 訂 後	改 訂 前
農業・漁業事業手形割引歩合	8.0	5.5
商業手形割引歩合	21.0	10.5~16.0
その他手形(輸出手形・商業手形等優遇手形を除く)を担保とする貸付利子歩合	23.0	12.5~16.0
国債および政府保証証券を担保とする貸付利子歩合	23.0	13.5

(注) なお上記のほか優遇手形については、輸出手形・外貨表示米軍納手形(いずれも年3.5%)、米穀担保および同前貸手形(年4%)などに対する貸付金利は据え置かれたが、輸出産業者成手形(従来年10.5%)、ウォン貨表示韓国軍納手形・援助物資引受手形(従来いずれも年9.5%)は今後「その他手形」(年23%)に含まれることとなった。

◇ニュージーランド、金融引締めを強化

ニュージーランド政府は、9月1日、信託貯蓄銀行などに対して国債買入額の増額を指示するとともに、商業銀行の貸出金利を引上げ、あわせて割賦信用に関する規制を強化した。

(1) 国債買入額の増額

イ. 信託貯蓄銀行は、9月1日以降1か年の間、預金純増額の70%を国債買入に充当しなければならない(従来は預金純増額の50%を国債買入に充当)。

ロ. 生命保険会社(生保協会加盟のもの)は、9月以降1か年間の国債買入額を、従来年間買入額比2百万ポンド増額しなければならない。

ハ. 割賦販売会社は、9月1日以降1か年間、賦払信用供与額(自動車、モーターサイクルに対するものを除く)の7.5%に相当する国債を買入れなければならない。

(2) 貸出金利の引上げ

商業銀行の貸出最高金利を年5.84%から6%に引き上げるとともに、納税資金貸出最高金利を年2.5%から4%に引き上げる。

(3) 割賦信用に関する規制の強化

イ. 中古自動車ならびにモーターサイクルの割賦信用について、その与信期間を12か月(従来18か月)に短縮する。

ロ. 割賦販売会社は、テレビセットの賃貸を行なう場合、賃貸料の12週間分を前払金として徴収することを要する(賃貸期間が12週間に満たない場合は、賃貸終了時に期間に応じて前払金を払戻す)。

同国では、昨年来の相次ぐ金融引締め措置の実施にもかかわらず、消費の堅調、住宅投資の盛行情が目立ち、このため銀行貸出の増勢、物価の上昇傾向が依然あらたまっていない。今回の措置は、こうした情勢を背景に市中貸出ならびに消費の抑制をはかるため、とられたものである。

共産圏諸国

◇ソ連、社会主義国家企業法の制定

ソ連ではさる9月の党中央委員会総会において、計画化の改善ならびに企業への大幅な自主性付与、利潤の重視など経済的刺激を強化する方策をとることを決議したが、これにともない、このほど閣僚会議は「社会主義国家企業法」を制定、公布した。同法は、これまで企業活動が中央からの数多くの指令によってきびしく規制され、企業の自主性が著しく阻害されていたのを改善する

ことを内容としたもので、その要旨は次のとおりである。

(1) これまで中央から企業に対し与えられていた諸指標のうち、生産高についてはこれを販売高に改めるとともに、雇用および賃金に関する4指標、すなわち労働生産性、労働人員、平均賃金および賃金総額については、賃金総額だけを残し、その他の指標はすべて企業の自主的決定にゆだねること。なお企業は中央から与えられる諸指標の達成を阻害しない限りにおいて、生産計画を自主的に決定することができる。

(2) これまで企業の運転資金の用途などについては中央から細かい指示があったが、今後は指示をうけずに企業が自主的に使用することができ、さらに設備更新に使われる減価償却費についての企業の使用権限を拡大すること。

(3) 企業に対し余剰の機械、工具、原料および燃料を自由に販売する権利を付与すると同時に、その売却代金を自己資金として使用するのを認めること。

◇ソ連、本年1～9月の主要物資の生産実績

ソ連中央統計局の発表(10月17日)によれば、1965年1～9月における主要物資の生産実績は次表のとおりである。

	本年1～9月 の生産高	昨年同期比 (増減(Δ)、 %)
化学肥料 (百万トン)	22.6	25
殺虫剤・除草剤 (千トン)	76.9	25
硫酸 (百万トン)	6.2	11
合成樹脂・プラスチック (千トン)	612	16
化学繊維 (〃)	612	13
粗鋼 (百万トン)	67.6	7
電力 (10億kw時)	341	10
石油 (百万トン)	180	9
石油設備 (千トン)	108	6
化学設備 (百万ルーブル)	286	15
工作機械 (千台)	138	3
紡織機 (〃)	18.3	Δ 4
農業機械 (百万ルーブル)	1,055	1
セメント (百万トン)	53.2	11
鉄筋コンクリート・パネル (百万立方メートル)	42	12
食肉 (千トン)	3.3	33
バター (〃)	904	33
チーズ (〃)	230	17
植物油 (百万トン)	1.5	28
テレビ (千台)	2,612	22
冷蔵庫 (〃)	1,166	43
洗濯機 (〃)	2,508	20